

平成 19 年 4 月
川 崎 市

川崎市起債運営アドバイザー・コミッティ 及び川崎市債投資家懇談会の設置について

1 目的及び設置

川崎市債の商品性、流動性の維持・向上を図り、その消化を一層確実かつ円滑なものとするとともに、市場原理に即して中長期的に資金調達コストを抑制していく観点から、継続的に市場のニーズ・動向等に関し情報収集し、もって魅力的で信頼される市債発行に向けた自主的な取組の一層の充実強化を図るため、有識者、市場関係者、投資家等から直接かつ継続的に意見や助言を聞くことを目的として川崎市起債運営アドバイザー・コミッティ（以下「起債運営コミッティ」という。）及び川崎市債投資家懇談会（以下「投資家懇談会」という。）を専門家に委託して設置する。

2 会合の開催趣旨

起債運営コミッティ及び投資家懇談会（以下、総称して「会合」という。）は、前項に定める目的を達成するため、次の当該各号に掲げる趣旨に従い、参加者の自由な意見交換を行うものとして、当該事業の受託者（以下「受託者」という。）において開催する。

（1）起債運営コミッティ

市債の引受金融機関等の市場関係者及び有識者から、市が起債運営の実務面に関して継続的に助言や意見を聴取する。

なお、市場関係者については、市債の引受に関し特別な責任及び資格を伴い起債運営に協力するものとする。

（2）投資家懇談会

市債の市場評価、市場ニーズ等について、市が地方債を保有・運用する投資家及び有識者と直接かつ継続的に意見交換を行う。

3 組織

（1）会合は、地方債制度及び地方債市場に関して専門的知見を有する者をもって構成するものとし、別表 1 に掲げる者（以下「メンバー」という。）をもって充てる。

（2）メンバーの任期は、一会計年度が終了するまでの間とし、受託者が委嘱する。

- (3) 会合には座長を置く。
- (4) 座長はメンバーの互選により選任する。
- (5) 座長は会合を代表し、会務を主宰する。
- (6) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定するメンバーがその職務を代理する。

4 会議

- (1) 会合は、座長が招集する。
- (2) 座長は前項に掲げる者のほか、必要があると認めるときは、メンバー以外の者に会合への出席を求めることができる。
- (3) 会合は、概ね別表 2 に掲げるスケジュールに従い開催するものとする。

5 専門部会及び事務局の設置

- (1) 起債運営コミッティに特定の事項について調査研究を行うため、必要に応じ、専門部会を設けることができる。
- (2) 専門部会は、座長が定める事項について調査研究を行う。
- (3) 専門部会には座長が指名するメンバーが顧問として参加し、助言を行うものとする。
- (4) 会合の事務を処理させるため、会合に事務局を置く。
- (5) 専門部会及び事務局の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

6 守秘義務

会合、専門部会及び事務局の構成員並びにこれに準ずる者は、議事に関して知り得た内容等について川崎市の許可なく外部に漏らしてはならない。

7 会議公開

本会議は原則公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立的な議事に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益をもたらす恐れがある場合には、座長は会議を非公開にすることができるものとする。

なお、参加メンバーの率直かつ活発な意見交換を促進する観点から、参加メンバーたる個別企業の投資スタンス等を類推され得る発言について発言者を明らかにして公表することにより、当該企業に不利に働くおそれがあることから、本会合については、議事録は作成・公表せず、議事要旨を公表する。

8 庶務

会合の庶務は、川崎市の同意を得て受託者において処理する。

9 その他

上記に定めるもののほか、会合の運営に関し必要な事項は、受託者の意見を聞き座長が定める。

10 適用日

この定めは、平成19年4月19日から適用する。

別表 1

川崎市起債運営アドバイザー委員会 メンバー名簿 (平成19年度)
(50音順・敬称略)

氏名	現所属・役職等
いのう のぶお 稲生 信男	東洋大学 国際地域学部国際地域学科 助教授
えなつ あかね 江夏 あかね	日興シティグループ証券株式会社 債券コーポレート・リサーチ ハイ・プレゼンツ
おかだ そう 岡田 聡	株式会社横浜銀行 市場営業部 部長
おかだ たかや 岡田 尊哉	株式会社三菱東京UFJ銀行 シンジケーション部 調査役
かわがみ けん 川上 顕	株式会社三井住友銀行 公共・金融法人部 グループ長
さとう あつし 佐藤 淳	野村證券株式会社 キャピタルマーケット部 キャピタルマーケット課長
しまだ りょう 島田 亮	株式会社りそな銀行 川崎支店
すえざわ ひでのり 末澤 豪謙	大和証券SMB C株式会社 債券調査部 部長
せき こういち 関 晃一	日興アイアール株式会社
たなか としつぐ 田中 俊次	川崎市財政局財政部 資金課長
なべしま まさし 鍋島 正志	株式会社みずほ銀行 証券・信託業務部資本市場第一チーム 次長
ほん ゆたか 伴 豊	新光証券株式会社 債券営業部投資情報室 シニアクレジットアナリスト
ほしの 星野 なほこ 菜穂子	株式会社大和総研 経営戦略研究部 次長

(オブザーバー)

むらた きょうすけ 村田 恭輔	川崎市財政局 財政部長
--------------------	-------------

別表 2

(1) 川崎市起債運営アドバイザー・コミッティ開催スケジュール

原則として、下表のとおり年 4 回開催するものとする。

回	日程	時間	開催場所	テーマ(仮題)
第 1 回	5 月 7 日(月)	13:30~ 15:30	川崎市役所	会合の運営方法 起債評価 上半期のマーケット環境と起債運営 地方債市場をめぐる現状と課題 その他
第 2 回	9 月 3 日(月)	13:30~ 15:30	川崎市役所	起債評価 上半期のマーケット環境と起債運営 起債運営に関する特別な責任及び資格 ミニ公募債の取組 その他
第 3 回	11 月 5 日(月)	13:30~ 15:30	川崎市役所	起債評価 流通市場における取組状況 市債の商品性の向上 資金調達手段の多様化 その他
第 4 回	2 月 4 日(月)	13:30~ 15:30	川崎市役所	起債評価 最近の地方債市場の動向 市債の来年度の起債運営と発行計画 その他